報告者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）支払又は支払の受領（国際収支項目番号が記入要領１に該当する場合に限る。）

（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	受払の区分	合　計	取引の相手方の所在国又は地域（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所在国又は地域）						
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								

（記入要領）１　支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に報告すること。

２　「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第１に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。

３　「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第３に定める業種番号を記入すること。

４　月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。

５　「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体）の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

６　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

７　非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金（預入期間が十日以内のものに限る。）を行う場合であって、本省令第１条第２項第１号ハ又はニに該当するときには、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。

（４／２）

（日本工業規格Ａ４）